

標 題：

IBC/BCH コード改正及びMAROPL 73/78附属書Ⅱ，
付録Ⅱ及びⅢの改正に関する日本籍船舶の
適合調査について

NK テクニカル インフォメーション

No. 86

平成2年 8月10日

関係船主・造船所 各位

拝啓、貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記改正に関し、日本籍船舶の適合調査の取り扱いを添付別紙に定めましたので
適合調査申請の際は別紙取扱いに基づいて関連図書を弊会船体部・タンカー部門まで提出
下さいます様御案内申し上げます。

尚、外国籍船舶の適合調査及び証書発行の取り扱いにつきましては、NKテクニカルイ
ンフォメーションNo.84(平成2年6月1日)を御参照下さい。

敬 具

添付：NKテクニカルインフォメーションNo. 86 別紙

IBC/BCHコード改正及びMARPOL 73/78附属書Ⅱ、付録Ⅱ及びⅢの
改正に関する日本籍船舶の適合調査の取扱い

1. 一般

NKテクニカルインフォメーションNo.84 添付を参照のこと。

2. 対象船舶

新造船または就航船を問わず、また航行区域に関係なく海防法改正規則*¹に定められた有害液体物質又は危規則改正規則*²に定められた液体危険物をばら積み運送するすべての船舶に適用される。

* 1 ; 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」

政令第九十九号 (平成2年4月2日公布)

* 2 ; 「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示」

運輸省告示第百五十九号 (平成2年3月27日公布)

3. 実施日

本改正 (以後、改正規則と称す) は、平成2年10月13日より施行される。従って、すべての対象船舶は施行日までに改正規則に適合している旨記載された証書を受有しなければならない。

4. 適合調査および証書発行の申請方法

- 1) 申請者は申込書 (添付書式1) に加え申込書添付物 (添付書式2) を作成し、必要提出図書 (項目5.参照) とともに本会船体部タンカー部門へ提出すること。
- 2) 申込書添付物については、次の項目についてNKテクニカルインフォメーションNo.79 (あるいはJG海査第422号又は通牒90CS1085KY) を参照の上、作成すること。
 - a) 現有証書に記載された物質の中に改正物質 (名称変更物質、汚染分類変更物質または最低要件変更物質) があるか確認すること。
 - b) 現有証書に記載された物質に追加して、新たに申請する物質がある場合は、それらの物質名称を記載すること。 (項目8. 事前査定物質等の取扱いに留意のこと。)
 - c) 改正規則に適合させるために船舶の構造または設備の一部を変更する場合は、変

更内容を記載すること。

5. 必要提出図書

適合調査を受ける際の必要提出図書は次のとおりである。

- 1) (イ)国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び海洋汚染防止証書（IBCコード適合），
(ロ)液体化学薬品ばら積船適合証書及び海洋汚染防止証書（BCHコード適合），
または(ハ)非国際航海の船舶においては船舶検査証書及び海洋汚染防止証書（IBC又はBCHコード適合）を有する船舶。
 - ・ 改正前の規定に対応した設備の操作手引書
 - ・ 改正後の規定に対応した設備の操作手引書（物質名称は海防法改正規則*¹によること。）
 - ・ オペレーションマニュアル（物質名称は危規則改正規則*²によること。）
 - ・ ローディングオペレーションマニュアル（但し、損傷時復原性を許容KG。法等で計算した船舶に限る。物質名称は危規則改正規則*²によること。）
 - ・ 重心トリム計算書及び損傷時復原性計算書（但し、貨物の積付を変更しない船舶及びローディングオペレーションマニュアルを有する船舶を除く。）
- 2) (イ)ばら積みの有害液体物質の運送のための国際汚染防止証書，または(ロ)非国際航海の船舶においては、海洋汚染防止証書を有する船舶
 - ・ 改正前の規定に対応した設備の操作手引書
 - ・ 改正後の規定に対応した設備の操作手引書（物質名称は海防法改正規則*¹によること。）
- 3) 上記1)または2)の図書の他、改正規則に適合させるために船舶の構造または設備の一部を変更する場合は、変更に係わる図面を提出すること

6. 検査

4.-2)-c)および5.-3)に関連して、改正規則に適合させるために船舶の構造または設備の一部を変更する場合は、実施日までの定期的検査時に確認検査を受ける必要がある。実施日までに定期的検査の時期が到来しない船舶においては臨時検査が必要となる。

7. J G 報告書の発行

適合調査を終了した船舶、及び上記6.の検査を受け、かつ適合調査を終了した船舶には改正規則に適合した旨のJ G 報告書（Form ML-RC II およびDG-RJ）が発給される。

8. 事前査定物質等の取扱い

環境庁査定物質又は運輸省事前査定物質のうち今回の改正によって新規査定物質として改正規則に取り入れられた物質を運送する場合は、証書に記載されなければならないことから、これら新規査定物質を追加申請物質として申込書添付物に記載の上、申請する必要がある。

9. 経過措置

- 1) 国際航海に従事しない1600GT未満の日本籍船舶でかつ1983年6月30日以前に建造又は建造に着手された船舶は、改正規則を含む BCHコードの適用が1994年7月1日まで猶予される。
- 2) 国際航海に従事しない日本籍船舶でかつ平成元年10月13日以前に建造されたコールタール専用船は、船型要件（Ship Type 2）の適用が平成10年10月13日まで猶予される。

10. 適合調査に関するフローチャート

適合調査の申請から証書発行までの流れ図を添付3に示す。

(添付書式1)

IBC/BCHコード及びMARPOL附属書Ⅱ関係適合調査申込書

平成 年 月 日

(財)日本海事協会

御中

申込者住所

電話番号/FAX NO.

氏名または名称

印

下記船舶に対する適合調査および証書発行を申し込みます。

船 名	
船級番号・船舶番号・信号符字	
総トン数 / 載貨重量	/
船籍国 および 船籍港	
船舶所有者の住所、氏名または名称	
担当者名および連絡先	Tel: FAX NO.:
建造契約年月日 起工 年月日	
船舶の種類（該当するものに○）	油／ケミカルタンカー，専用ケミカルタンカー， その他の船舶（ ）
現在発行を受けている証書の種類	
改正物質の有無	添付参照のこと
関係手数料の請求先 （申請者と異なる場合に記入）	印
備 考	

IBC/BCHコード及びMARPOL附属書Ⅱ関係適合調査申込書

(添 付 物)

1-1: 現有証書に記載された物質に改正物質はあるか。

☐ : YES

☐ : NO

2-1: 現有証書に記載された物質に追加して、新たに申請する物質はあるか。

☐ : YES

☐ : NO

-2: YESの場合、追加申請物質は次のとおり。

追加申請物質

--

注) 環境査定物質又は運輸省事前査定物質のうち新規査定物質を運送する場合もその物質名称を記載すること

3-1: 1-1又は2-1でYESの場合、改正物質又は追加申請物質の要件に適合させる為に、本船の構造又は設備を変更するか。

☐ : YES

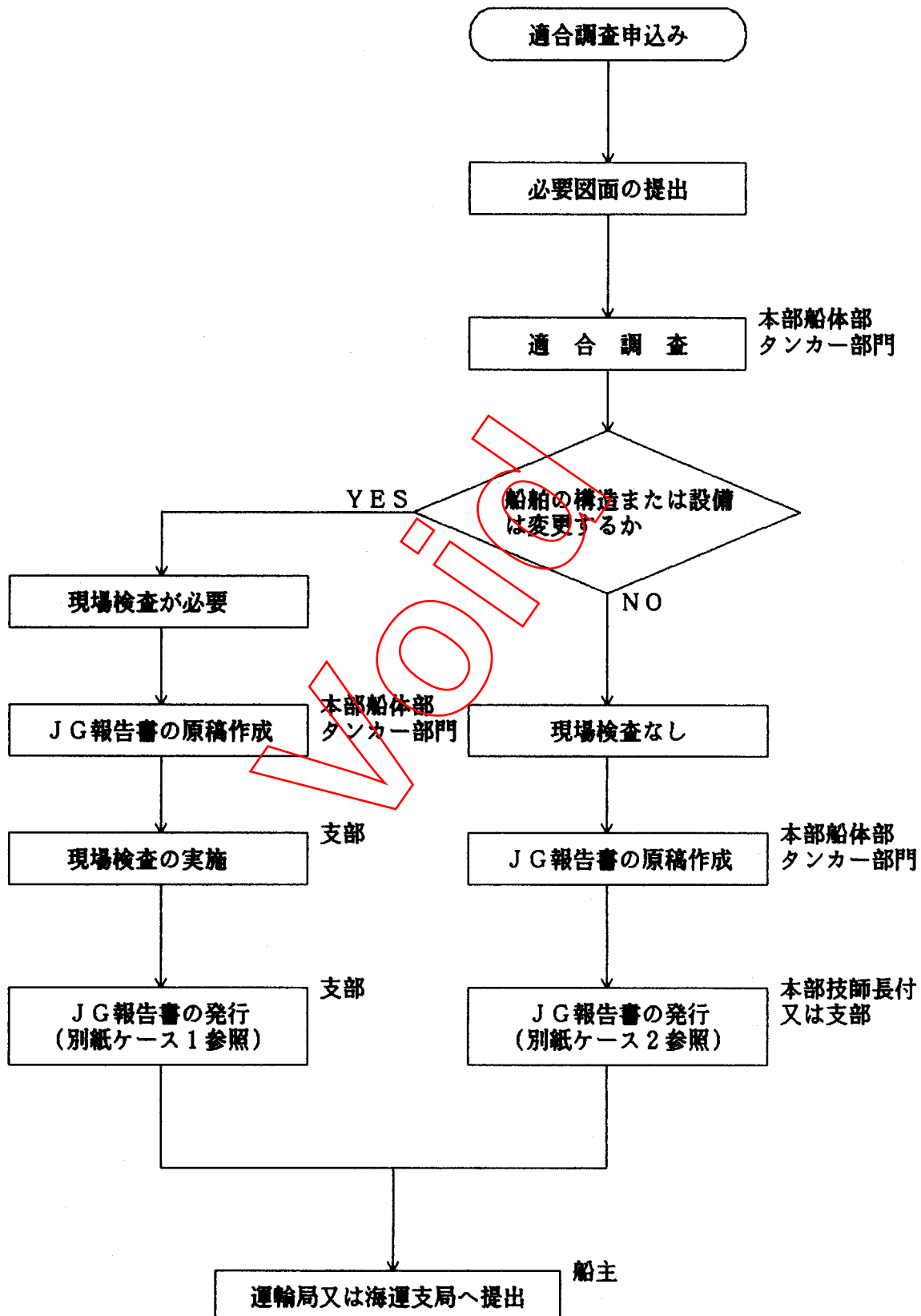
☐ : NO

-2: YESの場合、変更内容を以下に記載のこと。

変更内容

--

適合調査に関するフローチャート（日本籍船舶）



ケース1

- ・検査地が国内であれば、その地区の運輸局または海運支局宛の報告書をNK担当支部が作成する。
- ・検査地が海外であれば、海外のNK担当事務所が関東運輸局宛の報告書を作成する。

ケース2

- ・対象船は近々定期的検査を受検する予定であり、その時にあわせて報告書の発行を船主が希望するのであれば、同定期的検査を担当するNKの支部が検査終了時に前ケース1と同じ宛先の報告書を発行する。
- ・近々の受検予定がない場合、船主の希望する運輸局・海運支局宛の報告書を本部技師長付で発行する。

VOID